

【輸血療法拒否の患者様に対しての当院の方針】

宗教など信仰上の理由により、輸血による治療を拒否する患者様に対して、患者様自身の意思を尊重して、無輸血治療を可能な限り提供できるよう努めることを原則とします。

しかし、救命手段として輸血による治療を回避できない事態では、救命の観点から輸血を使用した治療を行う『相対的無輸血※1』を基本方針とします。

【輸血療法拒否に対する対応】

- ①上記の方針より、信仰上の理由による輸血治療を拒否する患者様に対して、可能な限り無輸血治療を提供できるよう努めますが、救命手段として輸血以外の選択肢がない状況では、血液製剤を使用した治療を実施します。
- ②時間的な猶予がある場合で輸血が必要となる状況が考えられる状況では、相対的無輸血についての方針を説明し、輸血療法に同意いただけるよう努めますが、それでも『絶対的無輸血※2』を希望される場合は、『絶対的無輸血』対応可能な医療機関での治療を勧奨します。
- ③相対的無輸血についての説明を受けた上で当院での治療を選択された場合、相対的無輸血への同意がなされたと判断します。
- ④絶対的無輸血施設への転院搬送が困難な場合や救急搬送時、急変時などの猶予の無い状態では、救命を最優先として血液製剤（輸血）を使用した治療を実施します。
- ⑤絶対的無輸血の行使に必要な「免責証書」の発行および「署名」はいたしません。
- ⑥輸血療法を拒否される患者様に対して、それらを理由に診療の拒否はいたしません。

※1 相対的無輸血 患者自身の意思を尊重して可能な限り、無輸血治療に努力するが、「輸血以外の救命への選択肢がない」事態となった時、輸血を行うという立場・考え方

※2 絶対的無輸血 患者自身の意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方